

オプティ株式会社

VAT還付ガイドブック2017

国際間接税に関するタックスプランニングを実施 ～コストを様々な手法で削減、成功報酬制でご対応～



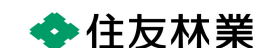
会社概要

会社名 : オプティ株式会社
住所 : 千代田区内神田1-2-2 小川ビル4階
港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル（登記上住所）
取締役 : 淵上 暁（代表取締役）
Willem Schutte（取締役）
TEL : 03-4530-9826
FAX : 03-4530-9717
関連企業 : ワンソース・ジャパン株式会社
提携先 : 株式会社コンカー
Taxback International
顧客企業 : 上場企業を中心に200社
業務内容 : 国際税務を駆使した税コスト最適化
間接材購買のコスト最適化

提携企業



顧客企業(抜粋)



還付対象国・対象項目早見表

～国毎に還付対象が異なります～

対象国	名称	ホテル	食事	事務所経費	企業間取引
アイスランド	VSK	11%	11%	24%	24%
イギリス	VAT	20%	20%	20%	20%
オーストリア	MWST	13%	10%	対象外	20%
オランダ	VAT, BTW	6%	対象外	21%	21%
スイス	MWST, UST	3.8 %	2.5%	8.0%	8.0%
スウェーデン	MOMS	12%	12%	25%	25%
スペイン	IVA	10%	4% 10%	21%	21%
デンマーク	MOMS	25%	25%	25%	25%
ドイツ	MWST, UST	7%	7%	19%	19%
ノルウェー	MVA	10%	15%	25%	25%
フィンランド	ALV,MOMS	10%	14%	24 %	24 %
フランス	TVA,BTW	対象外	5.5% 10%	20%	20%
ベルギー	TVA,BTW	対象外	対象外	21%	21%
ポーランド	PTU	対象外	対象外	23%	23%
モナコ	TVA,BTW	対象外	5.5% 10%	20%	20%
リヒテンシュタイン	MWST	3.8%	8%	8%	8%
ルクセンブルク	TVA	3%	3%	17%	17%
韓国	VAT	10%	10%	10%	10%

VAT還付の対象費目

～当社では様々な経費に掛かる間接税を成功報酬制にて削減しております～

還付制度提供国（45カ国）

- ・ 欧州連合28カ国
 - ・ カナダ
 - ・ オーストラリア
 - ・ 韓国
 - ・ 日本等
- ＊還付対象企業は世界中の企業（150カ国以上）



出張経費(T&E)

- ・ ホテル
- ・ ホテル内通信費
- ・ レストラン
(接待含む)
- ・ タクシー
- ・ 鉄道
- ・ レンタカー
- ・ ガソリン
- ・ 駐車場
- ・ 航空券（現地国内）



駐在事務所経費

- ・ オフィス賃借料
- ・ 光熱費
- ・ 通信費
- ・ 専用回線
- ・ 運送費
- ・ 器具備品リース
- ・ 機材リース
- ・ 調査研究費
- ・ 不動産修繕費
- ・ 駐車場
- ・ 備品購入費
- ・ 駐在員出張



企業間取引(AP, IC)

- ・ 業務委託費
- ・ 輸入VAT
- ・ 物品購入代金 等

企業間取引に関するVAT還付につきましては事前に当社宛にご相談下さいませ。

～英国の場合～



対象国 英国

対象期間

申請期限

*オプティへの提出期限は4月中旬/10月中旬です。

送付頂<
書類

～英国以外のEU諸国の場合～



対象国 アイスランド、アイルランド、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン
デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ、韓国

	2017年												2018年					
対象期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
申請期限													1	2	3	4	5	6

*オランダの場合、2013年1月1日～2017年12月31日（5年間）が対象です。

送付頂く書類 ①インボイス原本、②居住者証明書、③委任状

～韓国の場合～



対象国 韓国

申請期限

*オプティへの提出期限は4月中旬/10月中旬です。

送付頂<
書類

①インボイス原本、②支払証明、③居住者証明書、④委任状

VAT還付申請期間

～ベルギーの場合～

対象国 ベルギー

対象期間	2016年												2017年								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
申請期限																					

*2017年9月30日締め切りの対象期間は2016年1月1日～2016年12月31日

*オプティへの提出期限は4月中旬/10月中旬です。

送付頂く
書類

①インボイス原本、②居住者証明書、③委任状

海外出張前の注意点

～VAT還付最大化のために、海外出張前には下記の点に注意してくださいませ～

1, 【出張前/重要度★★★】 ホテル等の申し込みは会社名＋会社住所＋個人名で申し込みを行ってください。

VAT還付は個人向けでは還付が出来なくなります。このため、ホテルやレンタカー等を申し込む際は、会社名＋会社住所＋個人名（個人名は無くても可）で申し込みをしてください。また、貴社の欧州グループ会社名のインボイスでは還付が出来なくなりますので、なるべく本社経由で申し込みをしてください。

2, 【出張前/重要度★★★】 旅行代理店経由で申し込んでも、インボイスには貴社名を記入してもらってください。

航空券等の手配は旅行代理店経由でも構いませんが、ホテル等については旅行代理店名が記載されたインボイスは還付不可となります。このため、インボイスに貴社名が記載されるよう事前にホテル側にお伝え願います。

3, 【出張前/重要度★★】 クレジットカードで決済する場合、できれば法人カードで御願います。

法人カードで決済がなされていれば、カード情報からVAT還付を行うことも可能となります。

このため、出来れば法人カードにて決済頂けますよう御願います。

また、韓国の場合は、クレジットカードの控えの原本も必要となりますので、注意願います。

海外出張中/出張後の注意点

～VAT還付最大化のために、海外出張中には下記の点に注意してくださいませ～

1, 【出張中/重要度★★★】 インボイスの原本を受領し、宛先が会社/会社住所であることを確認してください。

タクシーや駐車場、レストランといった少額領収書では会社の宛先を記載する必要はありませんが、ホテルやレンタカー、会議の主催、高額なレストラン等の場合はインボイスの宛先に会社名や会社住所（日本住所）を記載して頂く必要があります。必ずこれらインボイス原本（PDFでは不可）を受領するようにしてください。

2, 【出張後/重要度★★★】 インボイス原本をホチキス等で貼り付けてください。

インボイス原本（PDFやコピーではNG）を出張経費精算レポートに添付願います。

コピーでは還付出来ませんのでご注意下さい。

また、複数ページある場合（例:3ページある場合等）は全てのページを貼り付けて下さい。（例：1/3, 2/3, 3/3）

3, 【出張後/重要度★★★】 海外出張（特に欧州・韓国等）に関する経費書類を分けておいてください。（経理部向け）

VAT還付には欧州向けのインボイス（原本）を集める必要があります。このため、海外出張分の経費を分けて頂きたく御願ひ致します。

尚、e-文書法の関係で、今後日本での領収書は保管しない企業も多くなろうかと思いますが、欧州VAT還付の観点ではインボイス（原本）が必要となりますので何卒宜しくお願いします。

Q, 国際間接税最適化コンサルティングとは何でしょうか。

A, 国際間接税最適化コンサルティングとは、消費税や増値税といった付加価値税の他、関税等、国際的な商流に掛かる様々な税務コストを削減したり、あるいはコンプライアンスを遵守させるべく、正しい課税の掛かり方へと変更したりするコンサルティングを指します。

Q, VAT還付とはどのようなことですか。

A, VATは付加価値税の略で、海外（例：欧州等）で課税される税です。欧州の付加価値税などは、還付申請を行うことにより、課税された付加価値税を戻すことが可能です。これがVAT還付です。当社ではVAT還付の顧客として国内で150社以上の企業にVAT還付を実施しており、国内有数の経験を有しております。

Q, VAT還付の金額を事前に知ることは可能ですか。

A, はい。もし貴社にて経費精算システムをご利用頂いている場合、自動的にデータを抽出し、国毎の還付金額を算出します。貴社はこの結果を元に、VAT還付を行いたい国を当社宛にご相談頂くだけで還付を行うことができます。また、貴社より①取引日、②サプライヤー国、③貴社所在国（日本）、④通貨、⑤総額、⑥経費の種類（ホテル代等）の6つの情報をエクセルにて頂けましたら、国毎のVAT金額を算出できます。是非お試しくださいませ。



オプティ株式会社

東京都千代田区内神田1-2-2 小川ビル4階

代表取締役 淵上 暁

業務内容 VATコンサルティング